

「デュアルシステム」の部分的導入が行われるなど、他国の関心も高い。こうした中、今後のドイツにおける制度の動向が注目される。

〈表1-49〉 職業養成訓練中途中断者の推移(男女)

(%)								
年	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
	21.3	20.5	21.3	22.1	23.7	23.7	24.1	21.9

資料出所 “Berufsbildungsbericht 2005”

〈表1-50〉 職業養成訓練(デュアルシステム)に参加しない職業学校生徒の増勢

(人、%)					
年	① 男女計	② 前年比伸び	③ ①の内女性	④ ③の①に占める割合	⑤ 参考 職業養成 訓練生数
1990	75,378	7.6	58,786	78.0	1,698,611
1995	109,067	6.4	85,508	78.4	1,499,662
1999	154,206	3.1	119,186	77.3	1,657,377
2000	167,163	8.4	124,309	74.4	1,728,109
2001	176,148	5.4	127,403	72.3	1,711,026
2002	191,266	8.6	135,358	70.8	1,648,281
2003	214,068	11.9	150,957	70.5	1,598,827

資料出所 “Berufsbildungsbericht 2005”

(注) 表1-43と業務統計の取り方が異なっていて、養成訓練生数は一致しない。

(注1) 専門高等学校(Fachhochschule)は、「高等学校」(日本の新制大学に相当: Hochschule)の1つであり、応用に関連した教育を中心とする高等教育機関であり、初等中等教育(12年)を修了後に入学する。修業期間は課程により異なるが、4年以下とされている。「専門大学」、「高専」とも訳される。人数については、表1-38参照。

(注2) 連邦統計局が州統計局に年に1回行わせている統計で、全世帯の1%を対象にする。

全人口を対象にした国勢調査(戦後のドイツでは、1950、1961、1970、1987年の各年に実施)を補うものである。

(注3) OVTA ホームページ参照。

(注4) 平成11年(社)日本カールデュイスベルク協会刊「ドイツのデュアルシステムとマイスター制度について」参照。

(注5) 同校HPより。

(注6) 職業訓練規則

連邦労働社会相が、連邦教育相の了承を得て、職業訓練規則を規定する。ドイツ全体でほぼ均質な職業訓練を保証することを目的に、この規則が置かれている。

(注7) 建設業社会金庫

建設業の労働協約に基づいていくつもの社会金庫が設置されている。建設業の特殊事情から生じる種々の問題点に対処するために整備されてきたもの。

1948年の労働協約によって建設業社会金庫の前身が設立されたが、これら金庫はそれに端を発している。現在は付加的年金金庫(ZVK)と建設業休暇・賃金保障金庫(ULAK)の2類型がある。

建設業社会金庫のモデルになったものは、1920年にオー

ストリアのウィーンで始まったシステムで、建設業に従事している労働者が一定の期日を労働するごとに特別な切手(休暇切手)を事業主(事業主は頻繁に交代することがある)より受領し、それを建設業労働者休暇手帳に貼付していき、手帳貼付の切手枚数が一定になったときに、1週間分の(有給)休暇を得られるというものであった(手帳と切手の貼付を利用して受給資格を決めるという点で、制度の考え方が、手帳と印紙を使う日本の現在の雇用保険の日雇労働被保険者手帳の制度に類似している)。

社会金庫の主要事業としては、①付加的年金、②年休賃金などの賃金補償、③職業訓練、④冬季の賃金補償<sup>(\*)</sup>、がある。同金庫に対しては公的補助はない。

拠出金は、労働協約に参加する事業所が、年間の労務者支払い賃金総額の定率(ベルリンの場合、2004年1月1日の時点で27.10%)を拠出してまかなっていて、労働者側の負担はない。

※ 冬季の賃金補償

冬の寒気が厳しいドイツにおいては、建設業・造船業など、屋外の作業を伴う事業の多くは、冬季中断される。

そこで、こうした建設業労働者等の多くは、この冬季の間については、古くはそのまま失業していた(現在でも、ドイツの失業率は冬季に高く、夏季に低いという季節性が他国よりも明確に現れているのはこれに関係していると考えられる)。この弊害を支援するためのもの。

(注8) 旬報社「建設産業の労働条件と労働協約」、東京土建機関紙「けんせつ」、ベルリン建設業社会金庫ホームページ参照。

(注9) ハルツ委員会

ドイツでは、景気低迷と高失業、年金財政の今後の悪化の問題等の社会問題が表面化してきていたが、これに対処するため、シュレーダー政権は、ペーター ハルツ博士の主宰するハルツ委員会の答申(2002年8月)に基づき、一連の競争力強化のための「労働市場近代化」(労働市場改革)を行うことになった。

これを受けて行われた各立法は、ハルツ I～IV法とそれぞれいわれる(ハルツ法の詳細については、「2003年～2004年海外情勢報告」第2章を参照)。

(注10) 橋渡手当(Überbrückungsgeld)

一定の失業(求職)者で失業状態を脱する者に、政府(BA: 公共職業安定所)が金銭的な支援を行う制度。給付期間は6か月。受給対象者には起業する者も含まれる。受給に若年者であることは要件とされていない。

金額は原則失業給付と同額である。

橋渡手当の根拠条文は社会法典第III編の第57条以下である。

(注11) EU ホームページ NAP 2004 FRG “Promoting a culture of selfemployment” 17～18頁参照

(注12) バーデン＝ヴュルテンベルク州のHPを参照。

(注13) AQTIV 法。AQTIV は、活性化(Aktivieren)、技能[資格](Qualifizieren)、訓練(Trainieren)、投資(Investieren)、(職業)紹介(Vermitteln)の頭文字をとったもの。2002年1月1日から施行されている法律で、既存の社会法典第III編(SGB III)を改正したもので、各種失業対策のさらなる効率化をはかることを主な趣旨に制定された。

なお、1998年1月に施行された社会法典第III編は、長ら

くドイツの雇用政策の主要法源であった「労働促進法」(AFG: Arbeitsförderungsgesetz; 1969年制定。労働行政を主導したBA[連邦雇用庁](公共職業安定所)や失業保険などについて規定していた)を1997年に改正して置き換えたものである。

AQTIV法により、各種積極的失業対策の簡易化、労働者派遣事業の制限縮小などが行われた。

(注14) Bund Verlag 刊 “Arbeits-und Sozialordnung 30. Auflage”

(注15) (財)国際貿易投資研究所「手工業法改正後のドイツ・マイスター制度」参考。

(注16) 金属産業労組ホームページ

(注17) 事業所委員会(Betriebsrat)

企業内の事業所ごとに設けられる被用者代表のみからなる機関である。一定規模以上の事業所には設置の義務がある。

被用者の利益を代表して、解雇などの重要事項について事業主側と共同決定する。日本の企業内労働組合と似た機能を果たすが、事業所委員会の委員は労働組合員である必要はまったくない。

(注18) JAV

18歳未満の若年及び25歳未満の職業訓練を受けている被用者(職業養成訓練生、公務員見習い等)の利益を代表するための機関である。JAVは、事業所委員会<sup>(注17)</sup>及び人事委員会[Personalrat; 行政庁版の事業所委員会のこと]と協力する。2年おきに選挙を行い、委員を選出する。選出される資格のある者は、事業所に3か月以上所属している25歳未満の労働者である[訓練を受けていなくても良い]。法令の遵守、労働協約の適用について、監視を行うなどする。事業所に於る職業養成訓練生[Azubis]の数に応じて、JAVの大きさは異なる。[Azubis 5~20人; JAV 1人, 21~50人; 3人, 51~150人; 5人など]

## 参 考 文 献

- ・ 労働政策研究・研修機構  
坂野慎二著 労働政策研究報告書No.1  
「諸外国の若者就業支援政策の展開—ドイツとアメリカを中心に—」
- ・ 連邦教育研究省(BMBWF)  
“Berufsbildungsbericht 2005”  
“Grund-und Strukturdaten 2003/2004”
- ・ (社)日本カールデュイスベルク協会  
「ドイツのデュアル・システムとマイスター制度について」
- ・ 文部科学省  
「諸外国の学校教育 —欧米編—」  
「諸外国の高等教育」
- ・ Bund-Verlag  
“Arbeits-und Sozialordnung 30. Auflage”
- ・ BA(Bundesagentur für Arbeit; 連邦雇用庁)  
“Berufsberatung 2003/2004”  
“Amtliche Nachrichten der Bundesagentur für Arbeit”
- ・ 郁文堂  
田沢五郎著「ドイツ政治経済法制辞典」
- ・ C. H. Beck  
“Staatsbürger-Taschenbuch 31. Auflage”  
“ArbeitsrechtsHandbuch 8. Auflage”
- ・ ぎょうせい  
本間武雄、高橋誠編著「諸外国の教育改革」
- ・ 連邦訓練研究所ホームページ
- ・ IG メタルホームページ
- ・ 旬報社  
和田肇、川口美貴、古川陽二著「建設産業の労働条件と労働協約」